平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの【第1・四半期】

(独立行政法人名:日本学生支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数		随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備考
大阪日本語教育センター土地建物賃借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年4月1日	大阪市 大阪市北区中之島1丁目3番20号	大阪日本語教育センターに係る他に代替性のない土地・建物の賃貸借契約であることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質または目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	41,624,891	-	-	本機構の大阪日本語教育センター の敷地及び建物であり、代替性の ない土地及び建物について地方公 共団体より賃借するものであるた め	5	
平成24(2012)年度日本留学試 験国外実施業務(韓国・ソウル) 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年4月1日	社団法人韓日協会 ソウル特別市瑞草区瑞草洞1319- 11	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の 実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と 同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、 在外公館より推薦のあった海外の機関について、本 機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決 定し、外国で契約するものであることから、本機構会 計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条 第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するた め	非公表	18,550,000	-	-	本試験の国外実施に当たっては、 リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定するため	19	
平成24(2012)年度日本留学試 験国外実施業務(韓国・ブサン) 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年4月1日	社団法人釜山韓日交流センター 釜山広域市釜山鎮区田浦2洞 660-1番地	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の 実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と 同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、 在外公館より推薦のあった海外の機関について、本 機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決 定し、外国で契約するものであることから、本機構会 計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条 第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	6,598,000	-	_	本試験の国外実施に当たっては、 リスニング試験の実施等を踏まえ た適切な会場の確保や国内の実 施と同等の試験実施体制の確保を 必須要件としており、在外公館より 推薦のあった海外の機関につい て、本機構が設置する実施委員会 で実施協力機関として決定するため	19	
平成24(2012)年度日本留学試 験国外実施業務(台湾·台北) 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長、遠藤 勝裕 神長川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年4月1日	財団法人語言訓練測験中心 台北市辛亥路二段170號	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	6,494,000	ı	_	本試験の国外実施に当たっては、 リスニング試験の実施等を踏まえ た適切な会場の確保や国内の実 施と同等の試験実施体制の確保を 必須要件としており、在外公館より 推薦のあった海外の機関につい て、本機構が設置する実施委員会 で実施協力機関として決定するため	19	
本部事務所賃貸借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年4月1日	国立大学法人東京工業大学 東京都目黒区大岡山2-12-1	本部事務所に係る他に代替性のない土地・建物の賃賃借契約であることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質または目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	4,319,957	_	-	本機構本部の不動産の賃借という 代替性のない賃貸借契約であるため	5	
Vポータルダイレクトサービスの 利用	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーション ズ株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-6	当該事業者が提供する独自のサービスであり、当該 事業者以外では実施できず競争を許さないことから、 本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細 則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争 を許さない場合)に該当するため	非公表	3,024,000	-	-	当該事業者が提供する独自の サービスであり、当該事業者以外 では実施できず競争を許さないた め	19	
TCSソフト保守	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年4月1日	株式会社アイティフォー 東京都千代田区一番町21	当該ソフトは業務パッケージソフト「延滞債権管理ンステム(TCS)」をカスタマイズして構築したものであり、著作権を有する会社以外では実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	2,961,000	-	-	「延滞債権管理システム(TCS)」を 開発し、著作権を有する会社以外 では実施できず競争を許さないた め	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを 得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備考
	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年4月1日	S.P.Building Co.,Ltd. No. 388 Phaholyotin Road, Samsennai, Khet Phayathai, Bangkok 10400	本機構の留学生事業に必要な海外事務所の賃貸借 契約であることから、本機構会計規程第16条第1項及 び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契 約をする場合)に該当するため	非公表	7,171,740	_	_	本機構のタイにおける留学促進事業の拠点として日本への留学希望者の利便を踏まえて選定した場所及び建物について外国で賃貸するため	19	
平成24(2012)年度日本留学試験国外実施業務(インドネシア・ジャカルタ) 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年4月1日	インドネシア大学 Kampus UI Depok, Depok 16424 Indonesia	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	2.876,000	_	_	本試験の国外実施に当たっては、 リスニング試験の実施等を踏まえ た適切な会場の確保や国内の実 施と同等の試験実施体制の確保を 必須要件としており、在外公館より 推薦のあった海外の機関につい て、本機構が設置する実施委員会 で実施協力機関として決定するた め	19	
駒場事務所土地賃借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年4月1日	国 財務省関東財務局東京財務 事務所 東京都文京区湯島4丁目6番15号	本機構が所有する駒場事務所の敷地であり、代替性がない土地について賃借するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	2,794,208	-	-	本機構の駒場事務所の敷地であ り、代替性がない土地について賃 借するものであるため	5	
文書決裁及び決裁済文書管理システム保守	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年4月1日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦1-1-1	当該ソフトは業務パッケージソフト(ArcFort)をカスタマイズして構築したものであり、著作権を有する会社でなければ保守を実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	2,120,580	_	-	「文書決裁及び決裁済文書管理システム」を構築し、著作権を有する 会社でなければ保守を実施することができないため	19	
韓国事務所賃借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年4月1日	又醒開発株式会社 ソウル特別市鐘路区雲泥洞98-78	本機構の留学生事業に必要な海外事務所の賃貸借 契約であることから、本機構会計規程第16条第1項及 び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契 約をする場合)に該当するため	非公表	2,085,930	-	-	本機構の韓国における留学促進事業の拠点として日本への留学希望者の利便を踏まえて選定した場所及び建物について外国で賃貸するため	19	
平成24(2012)年度日本留学試 験国外実施業務(マレーシア・ クアラルンブール) 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長、遠藤 勝裕 神長川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年4月1日	マレーシア元留日学生協会 (JAGAM) No.88, Jalan SS 2/4, 47300 Petaling Jaya, Selangor Darul Ehsan, Malaysia	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	1,923,000	_	_	本試験の国外実施に当たっては、 リスニング試験の実施等を踏まえ た適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を 必須要件としており、在外公館より 推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会 で実施協力機関として決定するため	19	
マレーシア事務所賃借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年4月1日	SMART PERFORMANCE SDN BHD Mid Valley City, No. 1,Medan Syed PutraUtara, 59200 KualaLumpur, Malaysia	本機構の留学生事業に必要な海外事務所の賃貸借 契約であることから、本機構会計規程第16条第1項及 び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契 約をする場合)に該当するため	非公表	3,651,336	_	-	本機構のマレーシアにおける留学 促進事業の拠点として日本への留 学希望者の利便を踏まえて選定し た場所及び建物について外国で賃 貸するため	19	
平成24(2012)年度日本留学試 験国外実施業務(インドネシア・ スラバヤ) 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年4月1日	国際文化交流センター Lotus Regency, Ketintang Baru Selatan Street 1A/23 (F7), Surabaya Indonesia	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の 実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と 同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、 在外公館より推薦のあった海外の機関について、本 機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決 定し、外国で契約するものであることから、本機構会 計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条 第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	1,636,000	-	-	本試験の国外実施に当たっては、 リスニング試験の実施等を踏まえ た適切な会場の確保や国内の実 施と同等の試験実施体制の確保を 必須要件としており、在外公館より 推薦のあった海外の機関につい て、本機構が設置する実施委員会 で実施協力機関として決定するため	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数		随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備考
平成24(2012)年度日本留学試験国外実施業務(インド・ニューデリー) 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年4月1日	インド文部省留学生協会(MOSAI) 1209-1211, 12th Floor New Delhi House 27,Barakhamba Road New Delhi India	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の 実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と 同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、 在外公館より推薦のあった海外の機関について、本 機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決 定し、外国で契約するものであることから、本機構会 計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条 第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	1,368,000	-	_	本試験の国外実施に当たっては、 リスニング試験の実施等を踏まえ た適切な会場の確保や国内の実 施と同等の試験実施体制の確保を 必須要件としており、在外公館より 推薦のあった海外の機関につい て、本機構が設置する実施委員会 で実施協力機関として決定するため	19	
ALMシステム保守	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年4月1日	アビームコンサルティング株式会 社 東京都千代田区有楽町1-10-1	ALMシステムを開発し、著作権を有する会社でなければ保守を実施することができないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	1,260,000	ı	-	「ALMシステム」を開発し、著作権 を有する会社でなければ保守を実 施することができないため	19	
平成24(2012)年度日本留学試 験国外実施業務(タイ・パンコ ク) 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年4月1日	タイ国元日本留学生協会 (OJSAT) 2nd Floor Sibunruang 2 Building,1/7 Convent Road, Silom, Bangrak, Bangkok Thailand	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	1,084,000	I	_	本試験の国外実施に当たっては、 リスニング試験の実施等を踏まえ た適切な会場の確保や国内の実 施と同等の試験実施体制の確保を 必須要件としており、在外公館より 推薦のあった海外の機関につい て、本機構が設置する実施委員会 で実施協力機関として決定するため	19	
平成24(2012)年度日本留学フェア(ベトナム、ハノイ)会場借料	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年4月4日	Mclia Hanoi 44b Ly Thuong Kiet Street Hanoi, 01235	本フェアの実施に当たっては、会場は以下の要件を満たす必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため・参加機関のブースを全て収容することができる会場スースを有していること・交通の利便性が高くかつ宿泊施設等が隣接していること・現地での認知度が高いことなお、複数の会場比較を行った上で事業者を選定するなど、競争性・経済性が確保できるよう努めた	非公表	1,362,882	1		本フェアの実施に当たっては、会場は以下の要件を満たす必要があるため・参加機関のブースを全て収容するとができる会場スペースを有していること・交通の利便性が高くかつ宿泊施設等が隣接していること・現地での認知度が高いこと	19	
平成24(2012)年度日本留学フェア(ペトナム、ホーチミン)会場借料		平成24年4月4日	Hotel Equatorial Ho Chi Minh City 242 Tran Binh Trong, District 5, Ho Chi MinhCity, Vietnam	本フェアの実施に当たっては、会場は以下の要件を満たす必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため・参加機関のブースを全て収容することができる会場スペースを有していること・交通の利便性が高くかつ宿泊施設等が隣接していること・現地での認知度が高いことなお、複数の会場比較を行った上で事業者を選定するなど、競争性・経済性が確保できるよう努めた	非公表	1,037,987	-	_	本フェアの実施に当たっては、会場は以下の要件を満たす必要があるため・参加機関のブースを全て収容することができる会場スペースを有していること・交通の利便性が高くかつ宿泊施設等が隣接していること・現地での認知度が高いこと	19	
平成24(2012)年度日本留学フェア(大陸間交流促進プログラム: 北米)ブース設営		平成24年4月18日	Freeman 1000 Elmwood Park Blvd New Orleans, LA 70123	本フェアの主催者であるNAFSAが契約相手先を指定しており、他に委託することが許されないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	2,286,509	ı	-	本フェアの主催者であるNAFSAが 契約相手先を指定しており他に委 託することが許されないため	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数		随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	
平成24(2012)年度日本留学フェス(会演・京供・会社)業務系託	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年6月8日	傑士達文化事業有限公司 台北市大安区忠孝東路四段297 号12楼	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事業に精通していること及び日台双方の高等教育機関ネットワークを活用することが必要であるが、外国での契約であること及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第22条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため。なお、複数の事業者から見積書を徴取することにより、競争性、経済性の確保に努めた	非公表	15,635,246	_	_	外国での契約であること及び事業 を効果的に実施することが可能な 者が特定されるため	19	
平成24(2012)年度日本留子ノエア(インドネシア、ジャカルタ・スラックという。 中部 ひがい		平成24年6月29日	PT. Dyandra Communication Jalan Johar 9 Menteng Jakarta 10350 INDONESIA	本フェアの開催地であるインドネシアの現地業者と契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため。なお、複数の事業者から見積書を徴取し、最低価格を提示した業者と契約を締結することで、競争性、経済性の確保に努めた	非公表	5,520,934	_	_	外国での契約であるため	19	

[注]

- 1. 本表は、「随意契約等見直し計画」の対象となっている契約を対象としている。
- 2. 本表は、平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載している。
- 3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載している。
- 4. 「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、以下の類型区分(1~19)の番号を記載している。
 - 1: 法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの
 - 2: 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
 - 3: 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの
 - 4: 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
 - 5: 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される貸貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)
 - 6: 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等
 - 7: 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等
 - 8: 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)
 - 9: 郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)
 - 10: 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入
 - 11: 美術館等における美術品及び工芸品等の購入
 - 12: 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの
 - 13: 緊急の必要により競争に付することができない場合
 - 14: 競争に付することが不利と認められる場合
 - 15: 秘密の保持が必要とされている場合
 - 16: 競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合
 - 17: 特例政令に相当する規定に該当する場合
 - 18: 国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約
 - 19: その他、上記類型区分に分類できないもの